# ♥厚生労働省 栃木労働局

#### **Press Release**

令和7年11月21日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 齋藤 豪徳

賃 金 係 長 杉本 彩矢香

(電話) 028(634)9109



### 栃木県特定最低賃金を改定

~ 令和7年12月31日に発効します ~

栃木労働局長 (川口 秀人) は、栃木地方最低賃金審議会の答申 (10月29日公表済) のとおり、5の産業に設定されている栃木県特定最低賃金を下表のとおり引き上げて、発効日を令和7年12月31日とすることを決定しました。

なお、塗料製造業を除く現行の栃木県特定最低賃金については、令和7年10月1日 に発効された栃木県最低賃金(1,068円)を下回るため、令和7年12月31日に改正発 効されるまでの間は、栃木県最低賃金(1,068円)が適用されています。

栃木労働局では、栃木県特定最低賃金について、幅広く周知広報に努めてまいります。

栃木県特定最低賃金の件名	改定額 (時間額)	引上げ額	現行額 (時間額)
栃木県塗料製造業最低賃金	1, 159 円	50 円	1, 109 円
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械 器具製造業最低賃金	1,070円	15円	1, 055 円
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金	1, 105 円	49 円	1,056円
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	1, 114 円	50 円	1,064円
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	1, 104 円	48 円	1, 056 円
	令和7年度改正はありません。		
栃木県各種商品小売業最低賃金	令和7年10月1日以降、栃木県最低賃金		
	(時間額1,068円) が適用されています。		

※「特定最低賃金」は、特定地域内の特定産業について定められています。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、高い方の最低賃金が適用されます。

## 栃木県の最低賃金

### ちゃんとチェック!

~働く人も、雇う人も確認を忘れずに~

※ 最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。



最 低 賃 金 特設ページ

◎労働基準局 広報キャラクター 「たしかめたん」

域 地 別 低 効力発生日: 令和7年10月 1

栃木県最低賃金

時間額(円)

特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 (一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)

#### 効力発生日: 令和7年12月31日 定 最 低 適用除外労働者 適 用 産 業 最低賃金 最低賃金の件名 (日本票库業)類( 15416年4月1日施行) (18歳未満又は65歳以上の労働者は 時間額(円) による。) 栃木県最低賃金が適用されます。) (1) 雇入れ後3月未満の者であって、 1.159 技能習得中のもの 塗 料 業 E1644 塗料製造業 造 (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者 (1) 雇入れ後6月未満の者であって、 E25 はん用機械器具製造業 技能習得中のもの E26 生産用機械器具製造業(建 (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう はん用機械器具、 設用ショベルトラック製造 ち流れ作業の中で行う業務を除く。) 業、繊維機械製造業(縫製 に主として従事する者 生産用機械器具、 1.070 機械製造業を除く。)を除 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 業務用機械器 具 ロ 手作業により又は手工具若しくは (。) 小型手持動力機を用いて行う熟練を 製 造 事務用機械器具製造業 E271 E272 サービス用・娯楽用機械器 要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は 電線の切り・被覆のはく離・組線・ 具製造業 結束・組付けの業務 E28 電子部品・デバイス・電子 (1) 雇入れ後6月未満の者であって、 電子部品・デバイス・電子 回路製造業 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう E29 電気機械器具製造業(電池 回路、電気機械器具、 ち流れ作業の中で行う業務を除く。) 製造業、電気計測器製造業、 情報通信機械器具 に主として従事する者 その他の電気機械器具製造 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 製 業を除く。) 造 ロ 手作業により又は手工具若しくは E30 情報通信機械器具製造業 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない簡易な組立て、穴あけ、 かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の 1.114 自動車·同附属品製造業 E311 自動車·同附属品製造業 切り・被覆のはく離・組線・巻線・ 結束の業務 (注1)「自動車・同附属品製造業」において は、手作業により又は手工具若し E273 計量器 · 測定器 · 分析機器 · くは小型手持動力機を用いて行う 計量器·測定器·分析機器· 試験機・測量機械器具・理 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 化学機械器具製造業(理化 試験機・測量機械器具 は電線の切り・被覆のはく離・ 学機械器具製造業を除く。) 組線・巻線・結束・組付けの業務 製造業、医療用機械器具· E274 医療用機械器具·医療用品 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 製造業 医療用品製造業、光学機 E275 光学機械器具・レンズ製造 二 手作業による小物部品の包装、袋詰 械器具・レンズ製造業、医 め、箱詰め(又は運搬)の業務 療用計測器製造業、時計・ E2973 医療用計測器製造業(心電計 (注 2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に 同部分品製造業 製造業を除く。) ついては、「自動車・同附属品製造 E323 時計·同部分品製造業 業」において除く。 令和7年の改正はありません。 各 種 商 品 小 売 業 (注)「各種商品小売業」最低賃金は、令和7年10月1日以降、 栃木県最低賃金(時間額1,068円)が適用されています。

#### ○ 最低賃金に含めない賃金とは ?

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外・深夜・休日労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

#### 用語の解説

- 特定最低賃金における「適用除外労働者」で使われている主な用語の意味は 以下のとおりです。
- (1)「<u>主として従事する者</u>」とは、専ら当該業務に従事する労働者のほか、他の業務にも 従事する労働者を含むが、月間の当該業務に従事する時間が当該労働者の月間総実 労働時間の半分以上を占めているものをいう。
- (2)「<u>技能習得中のもの</u>」とは、次に掲げる要件を満たす技能養成(OJTを含む)の 対象となっている者をいう。
- ① 当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について実施されるものであること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験を有する者を対象とするものは含まれない。
- ② 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ③ 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。
- (3)「<u>雑役</u>」とは、特に熟練や経験を必要とせず、容易に他の労働者で代替のきくような 軽易な業務で、かつ当該事業における本来的業務(例えば製造業における連続した 製造工程に組み込まれている業務、卸売・小売業における販売の業務等)でないも のをいう。
- (4)「<u>小型手持動力機</u>」とは、1人の人間が容易に持ち運びできうるもので、電力等の 種類を問わず動力を用いるものをいう(片手若しくは両手に持ちながら操作する、 ドリル、ドライバー、サンダー、グラインダー、トリマー、カッター、丸のこ、 かんな等の機械をいう。小型の動力機械であっても卓上に設置若しくは床に設置 して使用する機械はこれに当たらない。)。
- (5)「<u>熟練を要しない</u>」とは、簡単な指導及び説明により行うことができ、特別な技能、 知識を要しないことをいう。
- (6)「<u>目視による……</u>」とは、テスター等の機器を全く用いず、外観のみについて行うことをいう。
- (7) 「流れ作業の中で行う業務」とは、ベルトコンベア等の上で行う作業のほか、卓上等で行われる作業であっても、当該事業場内で連続している製造工程の構成要素となり、当該作業が仮に停止した場合に当該工程の連続性が保たれないようなものも含む。

\*お問い合わせは 栃木労働局 賃金室(電話028-634-9109) 又は各労働基準監督署へ



~「賃上げ」助成金パッケージ をご活用ください~



©栃木労働局労働基準部 広報キャラクター「準華」 栃木労働局·労働基準監督署